

「持続可能なまちづくり研究会」メモ

120307 浅見泰司

1. UR 都市機構の特徴

公的な組織

- | | |
|------------------|-------------|
| →収益中心より公共性重視 | 公益性 |
| →民間の「色」がついていない組織 | 中立性 |
| →民間活動の支援業務へ | 補完性、業務範囲の制約 |
| →国の住宅政策の一翼 | 政策という縛り |

大規模な不動産所有組織

- | | |
|-----------|---------|
| →規模の経済の発揮 | 経済性、安定性 |
| →最大の大家 | 多様性 |
| →大規模組織 | 目立つ |
| →巨大な債務 | 返済義務の負担 |

大規模な専門家集団

- | | |
|---------|----------|
| →専門性の蓄積 | 専門性 |
| →派遣の可能性 | コンサルティング |

・・・これらの特徴を活かすことが重要。

2. 団地再生関連（公の計画＋民の事業）

総合的な転換の機会：再生計画・事業

地域の生活拠点の再構成

地域マネジメントの拠点

団地管理→コミュニティビジネス

地域再生の支援・受け皿として

マンション建て替え支援（既存不適格含む）

耐震化事業の支援

地域集団移転

空家整理支援

「原状」復帰事業 [長期的]

移動型支援サービス拠点

3. まちづくり関連（公の計画＋民の事業）

合意形成支援、特に初動期

地域再生事業形成支援、特に初動期

地方自治体の地域不動産経営支援事業（特に、中立性が求められる場合）

既存不適格マンションの建て替え事業支援
地域再生の支援・受け皿として [再掲]
マンション建て替え支援 (既存不適格含む)
耐震化事業の支援
地域集団移転
空家整理支援
「原状」復帰事業 [長期的]
住宅経営事業コンサルティング
マンション運営コンサルティング
賃貸住宅紛争コンサルティング